

「(仮称)守口市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例」、

「(仮称)守口市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例」

の制定にかかる

パブリックコメント実施結果について

1 募集期間

平成26 年7月14 日(月)から8月15 日(金)まで

2 募集方法

広報もりぐち7月1日号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に『「(仮称)守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「(仮称)守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」のそれぞれの骨子案』、『募集要領』、『意見提出用紙』を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見提出を受け付けました。

3 募集結果

(1) 提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス 投函	123 件
郵送	1 件
E メール	2 件
FAX	0 件
合 計	126 件

(2) 意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
「(仮称)守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について	188 件
「(仮称)守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について	99 件
条例案以外について	90 件
合 計	377 件

4 条例案に対する意見の要旨と本市の考え方

※意見は内容ごとに分類し、要約しています。

「(仮称)守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について

意見の要旨	本市の考え方	修正内容
保育向上のため第三者評価を受けることを義務付けること	大阪府が設定している認可施設の設置基準との均衡を考慮し、自己評価を義務づけ、第三者評価は国基準どおり努力規定とします。	—
第三者評価の評価方法、評価結果の周知、その対策を明記し徹底すること	第三者評価の具体的な方法については条例では規定しませんが、公表については規定します。評価に関する基本的な考え方は、厚生労働省が保育所における自己評価ガイドラインを策定しており、一定の参考になるものと考えています。	—
第三者評価の評価機関を強化すること	どのような評価機関を設けるかは、当事者以外の客観的な立場の評価者を設定することを前提として、各施設が決定すべきことと考えています。	—
第三者とは誰なのか明確にすること	どのような評価機関を設けるかは、当事者以外の客観的な立場の評価者を設定することを前提として、各施設が決定すべきことと考えています。	—
保育の質の向上のため年一回は立ち入り調査を実施すること	立入検査は実施する必要があると考えています。回数等については検討させていただきます。	—
障害を理由に拒否しないようにして欲しい、平等に受け入れること	新制度においては事業者に応諾義務が課せられることから、障害があることのみをもって受入を拒否することはできないこととなっております。	—
障害児の保育に必要な人員配置を記すこと	そのお子さんにとって集団保育が可能な状況であれば、障害を理由に受入れをお断りすることはありません。障害児加配については個別のケースごとに判断してまいります。	—
障害児の受入に際しては、通所距離や保健師在園などの条件を付すこと	保健師の配置については、事業者がその必要性に応じ、判断するものと考えております。また、通所距離に条件を付した場合、保護者の利便性を損う恐れがあると考えています。	—
小規模は全てA型とすること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
小規模はA型とB型に限定すること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
小規模はA型が望ましいためBやCは5年以内にAに移行することを条件として認可すること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
乳児受入施設には保育士と看護師を必置とすること	認可保育所の基準を上回る職員配置基準になることから、国基準どおりとします。	—

家庭的保育者も保育士資格を必須とすること	家庭的保育者については児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
小規模B型・C型でも全員保育士資格を必須とすること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
小規模C型でも保育士資格の人を少なくとも1人は配置すること	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
保育を行う者はすべて保育士資格が必要である。(うち:経験も必要とする意見1)	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
保育士と同等とは何なのか。	児童福祉法施行規則第1条の32では、「保育士と同等以上の知識及び経験」と規定されています。市では、国のガイドラインに沿って、保育士には基礎研修を、幼稚園教諭、看護師などの保育士以外の有資格者や家庭的保育の経験を1年以上有する者には基礎研修に加え48時間の実習を含む認定研修を、家庭的保育の経験のない者又は1年未満の者には基礎研修及び20日間の実習を含む認定研修の修了をそれぞれ義務づける考えです。	—

居宅訪問型で疾病や傷害のある子 をみるときはより専門的な資格を必 須とすること	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及 び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める 者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開か れており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一 定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定 することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、 各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一 定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図りま す。	—
受入れや、保障、設備、職員の知 識がちゃんとしていればいいと思 う。	現在市内に所在する施設の状況を踏まえながら、よりよい保 育環境が確保できるよう努めてまいります。また、家庭的保 育事業においては、国のガイドラインに沿った必要な研修を 修了し市長が認定する家庭的保育者や保育士、又は必要 な研修を終了した職員を配置し、保育の質の確保を図りま す。	—
「適切な訓練を受けた職員」は、保 育士の指導の下で保育を提供する こと	適切な訓練を受けた職員とは、家庭的保育者、家庭的保育 補助者又は保育従事者を指しています。いずれも保育士を 基本としており保育士以外の者の場合は国のガイドラインに 沿った研修の修了を義務づけるものであり、保育の質の確 保を図ります。	—
保育士の資格はあっても障害児の 保育経験のない者には経験豊富な 保育士のアドバイザーをつけること	連携施設からの助言を受ける、市による巡回指導を活用す るなど、障害児保育の特性に応じた方法が考えられます。	—
1歳児には、子ども5人に対して保 育士1人を配置すること	現行の水準と認可保育所の保育士配置基準をも踏まえ、国 基準どおりとします。	—
0歳児には、子ども3人に対して保 育士1人、1歳児には、子ども5人 に対して保育士1人、2歳児には、子 ども6人に対して保育士1人を配置 すること	現行の水準と認可保育所の保育士配置基準をも踏まえ、国 基準どおりとします。	—
1歳～2歳児には、子ども5人に対 して保育士1人、3歳児には、子ども1 8人に対して保育士1人、4歳～5歳 児には、子ども25人に対して保育 士1人を配置すること	現行の水準と認可保育所の保育士配置基準をも踏まえ、国 基準どおりとします。	—
守口の現在の保育の水準を落とさ ない、国基準に合わせないこと	現行の保育水準を下げる考えはありません。	—
現行もしくは現行以上の保育体制 と、よりよい環境の確保を求める。	現行の保育水準を下げる考えはありません。	—
守口市の保育運営水準を下げな い、国基準に安易にあわせないこと	現行の保育水準を下げる考えはありません。	—

これまで守口市が行ってきた保育の歴史と伝統の存続を求める。	これまで保育制度上の変更はありましたが、子どもの健全な心身の発達を図るという保育施設の根本的な役割は変わりません。今後も、変わらなければならないことと、変わってはならないことをしっかりと見極めて、本市の保育行政を推進してまいります。	—
小規模は給食自園調理を必須とし調理員を配置すること。個々の成長やアレルギーに対応すること(うち：5年の経過措置は設けるべきでないとする意見1)	居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業では、自園調理が原則となっています。アレルギーへの対応なども含め、必要な要件を満たす場合には、連携施設などからの搬入が可能となっていますので、調理員の配置も含め国基準といたします。	—
乳児室や小規模保育施設は平屋か2階までにすること	子どもの安全性と市内の保育施設の現状を踏まえ、3階までとします。	小規模保育事業A型、B型、C型及び事業所内保育事業は、国基準を改め3階までとします。
小規模保育等の建物は、騒音や振動などに配慮した場所への規制が必要。(カード下などはダメ)	条例案には騒音や振動に関する規制はありませんが、保育に適した環境の確保に努めます。	—
設備はちゃんとして欲しい	現在、保育事業を実施している市内事業者の状況を踏まえ、施設及び設備の基準の適用につき5年間の経過措置を設けますが、その期間内に国基準に適合する施設とするよう求めるものです。なお、消火設備の整備や非常災害に関する具体的な計画の策定、消火及び避難訓練の義務づけなどを内容とする非常災害対策は適用します。	小規模保育事業A型、B型、C型及び事業所内保育事業には、建物の耐火構造、階段等の施設の規格と設置位置に関する基準の適用を5年間猶予します。
乳幼児の保育施設は消防法に基づいたものとする	消防法の規定を満たした施設でなければならないと考えています。	—
保護者へ明示、具体的な方法、優先順位、選考方法、選考基準については市の責任において定めること	利用定員を超過した場合の選考は、特定教育・保育施設が行います。国基準では、その方法は、認定こども園及び幼稚園における1号認定こども(教育標準時間認定)にあっては、抽選、申し込みを受けた順序、当該教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考することとなっています。また、認定こども園又は保育所における2号又は3号認定こども(保育が必要な子ども)については保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考すると定められています。このような選考方法はあらかじめ支給認定保護者に明示することを条例上、特定教育・保育事業者に義務づけています。また、選考基準については別途市が定めます。	—

障害を理由に受入拒否をしないこと	新制度においては事業者に応諾義務が課せられることから、障害があることのみをもって受入を拒否することはできないこととなっております。	—
障害児受入のための人員配置を明記すること	そのお子さんにとって集団保育が可能な状況であれば、障害を理由に受入れをお断りすることはありません。障害児加配については個別のケースごとに判断してまいります。	—
入所困難時の適切な措置は市が行うこと	多様な事業主体の参画による保育の受け皿の拡大に向け、進んでいるところですが、それでも発生する入所困難なケースにおいては、市があっせん、調整を行うこととなっております。	—
連携施設においてもさらに受け入れてもらえないときは市が調整すること	小規模保育事業者等と保育所、幼稚園又は認定こども園の設置者とが調整し連携関係を設定することが基本になりますが、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業者等からの求めに応じて市が調整を行います。	—
連携施設は1～2か所に限定せず、全ての子どもが入所できるようにすること	連携施設の施設数(相手先)には制限はありません。	—
連携施設は市で指定して欲しい、(うち:原則公立施設としてはどうかとする意見1)	小規模保育事業者等と保育所、幼稚園又は認定こども園の設置者とが調整し連携関係を設定することが基本になりますが、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業者等からの求めに応じて市が調整を行います。	—
現行以上求めない、安易に負担を求めるのは差別を生む。	新制度では、応能負担の仕組みが導入されます。市では利用者負担の設定については、現在のところ現行水準を基本として、近隣市の状況も踏まえ、検討しています。また、保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められています。 さらに、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。	—
給食・食事代も公定価格に含むこと	利用負担額の種類は、内閣府令において保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められており、これらは公定価格の範囲内です。 また、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。なお、年間の支払いの目安の表示につきましては各施設の判断で行っていただく内容です。	—

利用者負担増も仕方ない(給食やおやつ代は可、入所時費用は自己負担でも可、思い出づくりのためなら可、よりよい保育のためなら可)	利用負担額の種類は、内閣府令において保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められています。 また、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。なお、年間の支払いの目安の表示につきましては各施設の判断で行っていただく内容です。	—
「教育・保育に直接影響を及ぼさない業務」とは何をさすのか、どういった役割の人なのかを細かく明記して欲しい。	すべての業務は教育・保育の提供につながるものの、例えば警備業務や清掃業務直接子どもの教育・保育に携わる業務以外の業務を想定した規定です。	—
直接子ども達に影響を及ぼさない業務はない。	すべての業務は教育・保育の提供につながるものの、例えば警備業務や清掃業務直接子どもの教育・保育に携わる業務以外の業務を想定した規定です。	—
基準を明確に記すこと(支給認定子どもとは？保育を必要とする程度？)	支給認定子どもとは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する子どもとして、市が認定する子どものことです。このうち保育の必要性がある子どもについては、新たに制定された子ども・子育て支援法施行規則の規定を踏まえ、現在認定基準の検討を行っているところです。これらのことを踏まえ、条例案は国基準どおりとします。	—
苦情の窓口はわかりやすく設け速やかに対処し、評価機関に苦情に関する情報を提供すること	国の基準とこれを受けた市条例案の規定は家庭的保育事業者の責務として事業者が苦情窓口を設置すべき旨を定めたものです。したがって、基本的には当該家庭的保育事業者が運営する家庭的保育事業を利用する方に向けた窓口です。すべての人を対象とした苦情の窓口は、家庭保育事業等を所管する市子ども部保育・幼稚園課となります。 また、苦情への対応や第3者による評価機関による情報共有についてはこの基準で定める苦情窓口の性質上、個別の事業者による対応と考えています。	—
居宅訪問型で疾病や障害の子を1対1で保育することは困難なため、保育するのは緊急・一時的な場合に限定すること	居宅訪問型保育事業では、障害・疾病等の程度から集団生活が著しく困難であると認められる乳幼児に対する場合を想定しており、居宅訪問型保育事業が唯一の保育方法である場合も考えられるため、国基準どおりとします。	—
居宅訪問型は安全・継続・連続性の確保のため緊急・一時的な場合に限定すること	居宅訪問型保育事業は、他の事業形態と異なり、障害や疾病などにより集団保育が著しく困難な場合、認可教育・保育施設や他の小規模保育施設の利用定員の減に対応するために受け入れる場合、児童福祉法第24条第6項に基づく措置による場合、保護者の深夜勤務などの理由により他の家庭的保育事業等の確保が困難な場合に、保育を提供するものです。したがって、その利用は基本的に限定されたものとなっており、これ以上利用する場合を限定することは本来の利用ニーズを受け止めることが困難になることも想定されるため、国基準どおりとします。	—

「(仮称)守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について

意見の要旨	本市の考え方	修正内容
保育向上のため第三者評価を受けることを義務付けること	大阪府が設定している認可施設の設置基準との均衡を考慮し、自己評価を義務づけ、第三者評価は国基準どおり努力規定とします。	—
第三者評価の評価方法、評価結果の周知、その対策を明記し徹底すること	第三者評価の具体的な方法については条例では規定しませんが、公表については規定します。評価に関する基本的な考え方は、厚生労働省が保育所における自己評価ガイドラインを策定しており、一定の参考になるものと考えています。	—
第三者評価の評価機関を強化すること	どのような評価機関を設けるかは、当事者以外の客観的な立場の評価者を設定することを前提として、各施設が決定すべきことと考えています。	—
第三者とは誰なのか明確にすること	どのような評価機関を設けるかは、当事者以外の客観的な立場の評価者を設定することを前提として、各施設が決定すべきことと考えています。	—
障害を理由に拒否しないようにして欲しい、平等に受け入れること	新制度においては事業者に応諾義務が課せられることから、障害があることのみをもって受入を拒否することはできないこととなっております。	—
障害児の保育に必要な人員配置を記すこと	そのお子さんにとって集団保育が可能な状況であれば、障害を理由に受入れをお断りすることはありません。障害児加配については個別のケースごとに判断してまいります。	—
障害児の受入に際しては、通所距離や保健師在園などの条件を付すこと	保健師の配置については、事業者がその必要性に応じ、判断するものと考えております。また、通所距離に条件を付した場合、保護者の利便性を損う恐れがあると考えています。	—
小規模は全てA型とすること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
家庭的保育者も保育士資格を必須とすること	家庭的保育者については児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
小規模B型・C型でも全員保育士資格を必須とすること	A型、B型、C型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—

保育を行う者はすべて保育士資格が必要である。(うち:経験も必要とする意見1)	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
居宅訪問型で疾病や傷害のある子を見るときはより専門的な資格を必須とすること	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
「適切な訓練を受けた職員」は、保育士の指導の下で保育を提供すること	適切な訓練を受けた職員とは、家庭的保育者、家庭的保育補助者又は保育従事者を指しています。いずれも保育士を基本としており保育士以外の者の場合は国のガイドラインに沿った研修の修了を義務づけるものであり、保育の質の確保を図ります。	—
保育士の資格はあっても障害児の保育経験のない者には経験豊富な保育士のアドバイザーをつけること	連携施設からの助言を受ける、市による巡回指導を活用するなど、障害児保育の特性に応じた方法が考えられます。	—
家庭的保育者も保育士資格を必須とすること	家庭的保育者については児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
小規模 B 型・C 型でも全員保育士資格を必須とすること	A 型、B 型、C 型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—

保育を行う者はすべて保育士資格が必要である。(うち:経験も必要とする意見1)	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
居宅訪問型で疾病や傷害のある子を見るときはより専門的な資格を必須とすること	家庭的保育者については、児童福祉法第6条の3第9項及び児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
保護者へ明示、具体的な方法、優先順位、選考方法、選考基準については市の責任において定めること	利用定員を超過した場合の選考は、特定教育・保育施設が行います。国基準では、その方法は、認定こども園及び幼稚園における1号認定こども(教育標準時間認定)にあっては、抽選、申し込みを受けた順序、当該教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考することとなっています。また、認定こども園又は保育所における2号又は3号認定こども(保育が必要な子ども)については保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考すると定められています。このような選考方法はあらかじめ支給認定保護者に明示することを条例上、特定教育・保育事業者に義務づけています。また、選考基準については別途市が定めます。	—
障害を理由に受入拒否をしないこと	新制度においては事業者に応諾義務が課せられることから、障害があることのみをもって受入を拒否することはできないこととなっております。	—
障害児受入のための人員配置を明記すること	そのお子さんにとって集団保育が可能な状況であれば、障害を理由に受入れをお断りすることはありません。障害児加配については個別のケースごとに判断してまいります。	—
入所困難時の適切な措置は市が行うこと	多様な事業主体の参画による保育の受け皿の拡大に向け、進んでいるところですが、それでも発生する入所困難なケースにおいては、市があっせん、調整を行うこととなっております。	—

現行以上求めない、安易に負担を求めるのは差別を生む。	新制度では、応能負担の仕組みが導入されます。市では利用者負担の設定については、現在のところ現行水準を基本として、近隣市の状況も踏まえ、検討しています。また、保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められています。 さらに、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。	—
給食・食事代も公定価格に含むこと	利用負担額の種類は、内閣府令において保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められており、これらは公定価格の範囲内です。 また、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。なお、年間の支払いの目安の表示につきましては各施設の判断で行っていただく内容です。	—
利用者負担増も仕方ない(給食やおやつ代は可、入所時費用は自己負担でも可、思い出づくりのためなら可、よりよい保育のためなら可)	利用負担額の種類は、内閣府令において保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められています。 また、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。なお、年間の支払いの目安の表示につきましては各施設の判断で行っていただく内容です。	—
利用者負担は減額すべき(今でも基準高く大変、日用品・文房具代などもとるべきじゃない、)	利用負担額の種類は、内閣府令において保育料の他に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品、食事又は通園に要する費用などの徴収が認められています。 また、教育・保育の質の向上のために要する費用として上乗せ徴収が認められています。ただしこれら別途費用を徴収する場合には保護者への説明及び承諾を要することとされています。なお、年間の支払いの目安の表示につきましては各施設の判断で行っていただく内容です。	—
基準を明確に記すこと(支給認定子どもとは？保育を必要とする程度？)	支給認定子どもとは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する子どもとして、市が認定する子どものことです。このうち保育の必要性がある子どもについては、新たに制定された子ども・子育て支援法施行規則の規定を踏まえ、現在認定基準の検討を行っているところです。これらのことを踏まえ、条例案は国基準どおりとします。	—

「教育・保育に直接影響を及ぼさない業務」とは何をさすのか、どういった役割の人なのかを細かく明記して欲しい。	すべての業務は教育・保育の提供につながるものの、例えば警備業務や清掃業務直接子どもの教育・保育に携わる業務以外の業務を想定した規定です。	—
直接子ども達に影響を及ぼさない業務はない。	すべての業務は教育・保育の提供につながるものの、例えば警備業務や清掃業務直接子どもの教育・保育に携わる業務以外の業務を想定した規定です。	—
家庭的保育者も保育士資格を必須とすること	家庭的保育者については児童福祉法施行規則第1条の32において、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者とされており、法令上保育士以外の者に広く門戸が開かれており、その知識及び経験の程度についてのみ市長に一定の判断を委ねているところから、その範囲を条例で限定することは法制上疑義があり実施できません。しかしながら、各種の家庭的保育事業には、国のガイドラインに沿った一定の研修を義務づけ、家庭的保育者の質の確保を図ります。	—
小規模B型・C型でも全員保育士資格を必須とすること	A 型、B 型、C 型のいずれかの区分が事実上なくなるような措置はとれません。	—
小規模は給食自園調理を必須とし調理員を配置すること。個々の成長やアレルギーに対応すること(うち: 5 年の経過措置は設けるべきでないとする意見1)	居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業では、自園調理が原則となっています。アレルギーへの対応なども含め、必要な要件を満たす場合には、連携施設などからの搬入が可能となっていますので、調理員の配置も含め国基準どおりとします。	—
乳児室や小規模保育施設は平屋か2階までにすること	子どもの安全性と市内の保育施設の現状を踏まえ、3階までとします。(守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型及び事業所内保育事業は、国基準を改め3階までとします。)	—
連携施設においてもさらに受け入れてもらえないときは市が調整すること	小規模保育事業者等と保育所、幼稚園又は認定こども園の設置者とが調整し連携関係を設定することが基本になりますが、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業者等からの求めに応じて市が調整を行います。	—
1 歳児には、子ども5人に対して保育士1人を配置すること	現行の水準と認可保育所の保育士配置基準をも踏まえ、国基準どおりとします。	—
苦情の窓口はわかりやすく設け速やかに対処し、評価機関に苦情に関する情報を提供すること	国の基準とこれを受けた市条例案の規定は家庭的保育事業者の責務として事業者が苦情窓口を設置すべき旨を定めたものです。したがって、基本的には当該家庭的保育事業者が運営する家庭的保育事業を利用する方に向けた窓口です。すべての人を対象とした苦情の窓口は、家庭保育事業等を所管する市こども部保育・幼稚園課となります。 また、苦情への対応や第3者による評価機関による情報共有についてはこの基準で定める苦情窓口の性質上、個別の事業者による対応と考えています。	—

守口市の保育運営水準を下げない、国基準に安易にあわせないこと	現行の保育水準を下げる考えはありません。	—
守口の現在の保育の水準を落とさない、国基準に合わせないこと	現行の保育水準を下げる考えはありません。	—